

いしかわお試しテレワーク移住支援補助金実施要領

第1版 令和4年6月1日策定

第2版 令和4年8月17日改正

1 趣旨、目的

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、テレワークを活用した場所にとらわれない働き方が広がったことを背景に、転職なき移住への関心が高まっています。こうした中、石川県では、一定期間テレワークをしながら本県に滞在し、石川県での暮らしの魅力を実感いただく「いしかわお試しテレワーク移住」を実施される場合にかかる経費の一部を支援する制度を創設しました。

2 補助事業概要

(1) 事業内容

地方移住を検討している県外在住者が、石川県内でテレワークを試行しながら、移住候補先として本県の暮らしを体験する場合に要する経費の一部を補助

(2) 対象者

石川県外に所在する事業者の役員又は従業員（※フリーランス等の個人事業主は対象外）であり、以下の要件を全て満たす者

- ア 石川県外に在住している者であること
- イ 石川県外で勤務している者であること
- ウ お試しテレワーク移住を実施する全期間にわたり、石川県内に滞在場所を確保すること
- エ 本県を含む地方への移住志向を有する者であること
- オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- カ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと
- キ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係る者でないこと
- ク 世帯員を含め、これまでに本補助金の交付を受けていないこと
- ケ 世帯員が同行する場合は、世帯員についても、ア、ウ及びオの要件を満たす者であること

(3) 対象期間

6泊7日以上連続滞在

※ただし、滞在期間の半分以上はテレワークを実施すること

(4) 補助金額

1人当たり最大10万円（補助率1/2）とし、予算の範囲内で交付します

(5) 補助対象経費

経費区分	内 容
滞在施設費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県滞在に係るホテルや旅館等の宿泊費 ・ 本県滞在に係るウィークリーマンション等住居に係る賃料 ※旅館業法に規定する施設（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿）及び住宅宿泊事業法上の住宅（民泊）、ウィークリーマンション、マンスリーマンションを補助対象とします ※管理費、共益費は対象（敷金、礼金、保証金、仲介手数料は対象外） ※本県での滞在に係る宿泊費については、1人1泊当たり20,000円を補助対象経費の上限とする（補助金額は、1人1泊当たり10,000円を上限とする。同行の世帯員についても同額を上限とする）。
移動・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ お試しテレワーク移住の開始及び終了に伴う、県外居住地・県内滞在地間の交通費 ・ 県内滞在地とコワーキングスペース等テレワーク実施場所間の交通費 ・ 地域イベントへの参加や地域住民・企業の経営者等との交流に伴う交通費 ・ レンタカー利用料（県内移動に限る） ※自家用車での来県も可能とし、その際の高速道路使用料も対象とする ※移動に係る燃料費も対象とする ※ただし、滞在期間中の県内滞在地と県外居住地との往来は対象外
コワーキングスペース利用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額基本料、初回登録料、ドロップイン（1日以下）利用料 ※ロッカー利用料、会議室使用料、コピー利用料等は対象外

※宿泊費について、食事代、サービス料等について、あらかじめ宿泊旅行代金に含まれる場合は、助成対象とします

※ポイントやクーポン等の特典や割引を活用してお支払いする場合は、ポイントやクーポン等の相当分を除いた金額を補助対象経費とする（控除後金額に補助率を乗じる）。

※国、県、市町等から同趣旨の助成金の交付を別途受けている場合は、助成対象外です

(6) その他の条件（可能な範囲でご協力をお願いします）

- ・ 滞在期間中、SNS（Facebook、Instagram等）等で、感じた地域の魅力やテレワーク環境等について、情報発信いただければ幸いです
- ・ 滞在期間中、地域イベントへの参加や地域住民との交流等をお楽しみください。地域で体験できるプログラム等をホームページにて発信していますので、ご参考ください。また、必要に応じて現地コーディネートをしますので、適宜ご相談ください。
- ・ 滞在終了後も、本県への移住をご検討いただき、また地域の関わりを継続していただければ幸いです

3 申請方法

●交付申請手続

受付期間 令和4年6月21日(火)～令和5年3月15日(水)

※予算の都合上、受付期間終了日を待たずに終了する場合があります

※滞在期間が2月～3月となる場合は、事前に事務局へご相談ください

※滞在終了日が3月31日(金)までとなる場合が補助対象です

提出書類 交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、経費の内訳書(様式第3号)、申請に係る確認・同意書

※提出書類の審査・確認を行いますので、「いしかわテレワーク移住」を開始する1週間前までにご申請ください

●変更交付申請手続

受付期間 交付決定後、随時

※変更事由が生じましたら、遅滞なく申請ください

提出書類 変更承認申請書(様式第4号)、変更後の事業計画書(様式第2号)、経費の内訳書(様式第3号に準じ)

※増額の申請を行う場合は、事前に事務局へご相談ください

※テレワークを中止することになり、また対象要件に合致しなくなった場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第5号)をご提出ください

●実績報告手続

受付期間 「いしかわお試しテレワーク移住」終了後、遅滞なく

提出書類 実績報告書(様式第6号)、事業報告書(様式第7号)、経費の内訳書(様式第8号)、支出したことが確認できる書類の写し(領収書等)

※増額の報告を行う場合は、事前に事務局へご相談ください

●請求手続

受付期間 額の確定通知後

提出書類 精算払請求書(様式第9号)

※補助金のお支払は、「いしかわお試しテレワーク移住」終了後に、精算払とさせていただきます

【提出方法】

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会へメールにて提出

(提出先メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp)

※様式は下記ホームページより、ダウンロードしてご使用ください

https://iju.ishikawa.jp/telework_iju/

※交付申請書等の押印は不要です

4 参加に当たっての留意事項（新型コロナウイルス関連）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の項目に該当する方のみ、参加することができます

ア 発熱（37.5 度以上）や風邪の症状（咳、くしゃみ、のどの痛みなど）がない
イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がない
ウ 強い味覚・嗅覚異常がない（新型コロナウイルスによるものではないことが明らかかな場合は除く）
エ 身近に新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者がいない
オ 直近14日以内の海外渡航・滞在歴はない

- 交付申請後、「いしかわお試しテレワーク移住」開始日までに、上記項目に該当しなくなった場合は参加できませんので、中止（廃止）承認申請書をご提出ください。ご無理をせず、改めての参加をご検討ください。

- 「いしかわお試しテレワーク移住」参加中（石川県滞在中）は、以下のことにご協力ください

ア 毎朝検温する等、体温チェックをお願いします（体温計をご持参ください）
イ 滞在中のマスクの着用、咳エチケット等、新しい生活様式の実践をお願いします
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/atarashiiseikatsuyoshiki.html>
（新しい生活様式について：石川県HP）
ウ 発熱（37.5度以上）がある、体調不良を感じた場合は、コワーキングスペースの利用や地域イベントへの参加等の活動はお控えいただき、石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター等に相談ください。あわせて、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会に速やかにご連絡ください。
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/sodan.html>（発熱などの症状がある場合の相談について：石川県HP）

- 交付決定後に、政府から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点で、移動制限の指示が出された場合等には、本事業の実施を中止させていただく場合があります

- 「いしかわお試しテレワーク移住」終了後、14日以内に新型コロナウイルスに感染した場合は、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会に速やかにご連絡ください

5 問い合わせ先・提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県企画振興部地域振興課内）

TEL 076-225-1312 Mail iju@pref.ishikawa.lg.jp